

 市 章	大津市公報	令 和 6 年 12 月 23 日 号 外 （第 74 号）
		発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次
○ 規 則
85 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年12月23 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第85号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第22条第13号中「又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。